

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(遠藤則政君) 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、本日の総会は委員総数10名中、5番の笹山光政君より欠席届が出ておりますが、出席者が過半数に達しておりますので、富岡町農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会は成立していることを報告いたします。

ただいまから令和2年第6回富岡町農業委員会定例総会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(遠藤則政君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(遠藤則政君) 本日の議事日程は、お手元に配付した資料のとおりであります。

○会議録署名委員の指名

○議長(遠藤則政君) 早速ですが、日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第13条の規定により、議長において

6番 小坂 竜也 君

7番 渡辺 伸 君

の2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(遠藤則政君) 続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(遠藤則政君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○議案の一括上程

○議長(遠藤則政君) 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（遠藤則政君） それでは、早速議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長より朗読と別紙1についての農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。
なお、別紙2以降は、上段の番号から申請の事由欄の読み上げは省略してください。
事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である2番、深谷昇君の説明を求めます。

2番、深谷昇君。

○2番（深谷 昇君） 電話で連絡した結果、間違いないということでした、2人とも。それで、あとは今事務局のほうから説明があったとおりでございますので、皆様の審議よろしくお願いします。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ございませんか。

8番、渡辺さん。

○8番（渡辺康男君） これ譲渡人は〇〇〇姓で、5ページの集成図を見ると〇〇〇となっているのですが、所有者、これ〇〇〇と〇〇〇の、これちょっと違っているのですが、これはどういうふうなことなのか。

それと、7ページのこの写真の今回の申請地の上の〇〇〇というのは間違いでないの。この2点。

○議長（遠藤則政君） 事務局、深谷君。

○事務局主事（深谷広次君） まず、1点目の〇〇〇さんと〇〇〇さんですが、これは家庭の都合によって、旧姓は〇〇〇さんで、今現在は〇〇〇さんに名前を変えていらっしゃるの、恐らく登記上は〇〇〇さんの名前なのですが、今現在この方のお名前、名字は〇〇〇さんに変更されているということで、〇〇〇さんというお名前で申請が上がっています。

2点目の〇〇〇という部分なのですが、〇〇〇という、この部分は、国有林〇〇〇行政区のちょうど東側、一部だけが〇〇〇というふうな住所になっております。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第18号別紙1を採決いたします。

本案を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがいまして、本案は許可することに決しました。

次に、別紙2について、事務局長より農地法に基づく検討事項の説明を求めます。
事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である1番、渡辺高一君の説明を求めます。

1番、渡辺高一君。

○1番（渡辺高一君） おはようございます。譲受人と譲渡人双方に電話確認はしております。内容については局長が今申したとおりで、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ございませんか。

8番、渡辺さん。

○8番（渡辺康男君） これ1番委員に聞いたほうがいいのか。これは無償譲渡なの。参考までに。

○議長（遠藤則政君） 1番。

○1番（渡辺高一君） 私もその件でちょっとあったものですから、事務局のほうから説明もらったほうがいいのか。

○議長（遠藤則政君） 事務局、安田君。

○事務局主事（安田尚希君） おはようございます。ただいまの質問に回答いたします。

事務局でも気になりまして、譲受人ご自身に電話で確認を取りました。回答としては、1反当たり○○○円での借地ということで回答を得ましたので、そのように回答いたします。よろしくお願いたします。

○議長（遠藤則政君） 3番、原田委員。

果樹というのは具体的にどういうもの。

○議長（遠藤則政君） 安田君。

○事務局主事（安田尚希君） その件に関しましても譲受人ご本人に電話で確認を取りましたところ、まず今年に関してはイチジクを中心に実証栽培ということで行っていきたいということでした。よろしくお願いたします。

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第18号別紙2を採決いたします。

本案を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

次に、議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である3番、原田八十治君の説明を求めます。

3番、原田八十治君。

○3番（原田八十治君） 以前提出のあった法務局案件で差戻しとなった案件の再申請となっております。農業委員自身も反省すべきと思います。顛末書も皆さんのお手元に配付されているとおりでございます。当時お父さんが行ったことで、随分反省はしているということでございますから、皆さんのご審議をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ございませんか。

8番、渡辺さん。

○8番（渡辺康男君） この顛末書によれば、25年前の追認ということの解釈になるのかなと思うのですが、そういうことでよろしいのですね。あと、この〇〇〇については原野ですから、植林に何ら問題はないわけですが、〇〇〇の685については、この顛末書のとおり、25年前の追認という確認でよろしいですか。

○議長（遠藤則政君） 畠山君。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） そのとおりです。追認の申請ということでご審議いただきたいというふうに思います。

以上です。

○8番（渡辺康男君） そうすると、例えば50年前、100年前の云々も今後出てこないとも限らないと思うのですが、全てもう追認せざるを得ないというふうな判断になるということになるのですか。その辺、次長、どうですか。

○議長（遠藤則政君） 畠山君。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） これまでもこのような案件、何回か皆さんで協議をいただいているというふうに思っております。その中で、初めてという表現はあれですが、そのケース・バイ・ケースによって、複数回とか、あるいは分かった上でやっているような悪質なケース

と、知らずに前の代のお父さんがやっていたというケースは別で考えなければならないと思っています。その事案ごとに皆さんで審議していきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（遠藤則政君） 3番、原田君。

○3番（原田八十治君） 25年前だと、本人はまだ農業委員やる前だったと思うのです。その後、農業委員を3期やっているわけで、当然この行為は、自分でやった行為は分かっていたはずだと思うのです。その時点でやっぱり自分で申請するべきだったと私は素直に思います。そういう意味では、この顛末書という、私も事務局に随分言いましたけれども、これは顛末書では甘いのではないのかということを行いました。でも、今後、こういう事案が出てこないとも限りませんので、ちょっとこれでいいのか、あまりひどい場合、この辺ならこの辺で許せる範囲なのか。その辺は今後出てくると思うので、皆さんがどう思っているか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（遠藤則政君） これは、みんなに聞いたほうがいいかな。さっき事務局から、ケース・バイ・ケースで、渡辺さんの質問に対して、ケース・バイ・ケースで、その都度審議ということだったのですが、全て追認という形ではいけないという事務局の方針なのですが、その辺を踏まえて、何か意見あれば。

9番、林君。

○9番（林 秀樹君） 数年前の話だと思うのですけれども、昔の方の認識で、農地の管理をし切れなくなったら、植林してしまえば、同じ農地だから、いいのだとか、そういうふうな感じの話を何人かから聞いたような覚えがあります。認識のない人たちの中では、別に農地なら植林したって、同じ農林水産業だから。広報紙に無断で農地に植林することは違法ですよという啓蒙活動が必要になってくるのではないのかなと思うのです。恐らくもう何百件とこういう事例があるでしょう。これから先、その都度追認していくしかないのだろうなとは思いますが。

以上ですが。

○議長（遠藤則政君） 現在富岡町の置かれている状況を考えた場合に、不在地主みたいな感じで、こういう案件が出てくる場合には、啓蒙活動を一回やって、それ以降に関しては、農業委員会から指導を行いましょう。

私も現地で実際に確認を行いました。荒らすよりは木でも植えておけば何とかなるでしょうという形でやった品物という感じを抱いてきました。

ほかに何かあれば。

8番。

○8番（渡辺康男君） 顛末書と始末書について事務局で指導していく場合、顛末書なのか始末書なのか。

○議長（遠藤則政君） 事務局、安田君。

○事務局主事（安田尚希君） 今回上がっている顛末書なのですが、そもそも顛末書と始末書の違い

としては、顛末書というのはいわゆる事の顛末、経緯を述べたもので、始末書というの、そこに加えて、今後の反省であったりとか、先ほど次長が申し上げたとおりのいわゆる農地法を遵守しますというような反省の意も込めたところの文書になっております。今回上がってきたものについては、中身を精査すると、今後の、いわゆる反省の弁と今後は農地法を遵守しますよというような反省のところも含まれているので、見出し上は顛末書になっているのですが、正しくは始末書というような扱いで間違いはないと思っております。こちらに関しては、事務局で受け付ける際に再度しっかり精査して、顛末書なのか始末書なのかということも含めまして、改めてしっかりと精査した上で受付をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○8番（渡辺康男君） 今の安田職員の話で分かりました。

以上です。

○議長（遠藤則政君） 小坂君。

○6番（小坂竜也君） 今始末書と顛末書が出たのですけれども、25年前で、本人ではないですね。本人が不祥事を起こして招いた結果だと始末書になると思うのですけれども、これ本人ではなくて父のなので、追認申請ではあるのですが、始末書ではなくて、顛末書という形なのかなとは思ったのですけれども、始末書って謝罪の文章も含まれるということが通常だと思うのです。これだと、嘆願というか、お願いですよ。大目に見てくださいという感じ。それで、これは始末書ではないのは本人ではないからなのかなとは感じたのですけれども、事務局で明らかに違反転用、無断転用で、これは始末書に値するから、始末書を出してくださいと言うのか、経緯を説明してくださいというお願いをすれば、顛末書という形で出てくるでしょうし、その辺一貫した方針を示さないと、毎回こういう話になるのではないのかなと思うので、その辺を考えていただければと思います。

先ほども出ていたのですけれども、先ほどの山林の話なのですけれども、果樹はいいのかとか、聞かれるときあるのです。その辺ってはっきり、どういうふうになっているかとか、勉強不足なので、教えていただければと思います。

○議長（遠藤則政君） 畠山君。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） 皆様、いろいろとご意見ありがとうございます。

まず、顛末書、始末書、それから追認の関係についてですけれども、事務局のほうで受付をする際にそこは十分に見させていただきますし、場合によっては追認をしないと、元に戻さないということも農業委員会として判断できると思います。そこは、事務局の中で判断して、判断がつかないときには皆さんにご審議方をよろしく願いしたいというふうに思います。

それから、2点目、例えば栗とか梅とか、あるいはシイタケとか、そういったときはどうなのだというのは、ちょっと細かいところがあるので、次回の総会の際に皆さんにお示しをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（遠藤則政君） 林君。

○9番（林秀樹君） 今の小坂委員の話と似たような話なのですけれども、本人がやってしまったのだったら、もう完璧に始末書なのでしょうけれども、子供たちや孫たちの世代でやってしまったら顛末書でいいのではないのかなというのが個人的な意見です。

以上です。

○議長（遠藤則政君） では、事務局、この件に関しても、顛末書、始末書の取扱い、取扱いだね、要するに、その辺も次回の委員会までにちょっと方向づけというか、その辺ちょっと、今後の説明とか、その辺もちょっとまとめて出してください。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） はい。

○議長（遠藤則政君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

次に、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である3番、原田八十治君の説明を求めます。

3番、原田八十治君。

○3番（原田八十治君） このあれは私の担当というのではなくて、担当の委員の方が急遽出席できなくなりましたので、私、代理として報告をいたします。

先ほどと同じく現地調査を6月5日、調査員は同じでございます。また、説明員として譲渡人の本人である〇〇〇さんと関係者、譲り受ける関係者2名ということで説明を受けてきたところです。震災後、〇〇〇さんも富岡に戻ってきたが高齢であるので、今後ここを太陽光として活用したいという旨でございました。

以上です。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ございませんか。

○議長（遠藤則政君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第20号を採決いたします。

本案を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

○その他

○議長（遠藤則政君） 次に、日程第4、その他に入ります。

農地の権利取得における下限面積の引下げ（案）について、事務局の説明を求めます。

畠山君。

〔事務局次長兼農地調整係長説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、ただいま畠山事務局次長よりありました3番の事務局案に対して、委員の皆様及び推進委員の皆様から意見をいただいて、来月の7月までに決定したいという意向なものですから、忌憚のない意見と前向きな意見をお願いします。

9番、林君。

○9番（林 秀樹君） 農地転用で農業振興地域内で農地が少なくなってしまった方は状況を勘案して、例えば農振地内で、20アールしかない人のやつは、そのまま相続とか、そういうものに限っては認めてあげるとか何かするのかというところもちょっと必要かなと、一生のことなので。その辺について。

○議長（遠藤則政君） 今林君の意見なのですけれども、これに関して皆様方の意見があれば。事務局案に対しては基本的には賛成だということで、自分で提案とする事項に対しての意見でした。

○9番（林 秀樹君） いろいろケース・バイ・ケースの話が出てくるのではないのかなということ。

○議長（遠藤則政君） 8番、渡辺さん。

○8番（渡辺康男君） 今林委員のほうから出ましたが、これはあくまでも新規就農を対象とした下限面積であって、今言われた相続であったり、生前贈与であったり、そういうあれについては全くまた別のものであるというふうに私は解釈しているのですが、そういうことでよろしいですか。あくま

でも新規就農、非農家の人が農地を取得して農業をやるとする場合、この下限面積の引下げだよという解釈でよろしいのですか。事務局。確認。

○議長（遠藤則政君） 深谷君。

○事務局主事（深谷広次君） ありがとうございます。この下限面積は新規就農者向けだけではなく、農地を取得する方全てを対象としたものとなっております。以上です。

○8番（渡辺康男君） 私聞いているのは、今出た相続とか生前贈与とか、そういう云々は別物なのではないかと聞いている。

○事務局主事（深谷広次君） 別ではなく一緒となります。

○8番（渡辺康男君） 30アール未満であれば農地は取得できないということ。

○事務局主事（深谷広次君） はい、そうです。相続は、贈与とは違い下限面積の要件に該当してこないのですが、贈与は下限面積に引っかかってくるので、それ自体を逆に引き下げるものになっております。

以上です。

○9番（林秀樹君） 2反歩ぐらいのところは、この農業の相続はできないということなのかい。

○事務局主事（深谷広次君） 相続はできます。相続は可能です。

○議長（遠藤則政君） 贈与の場合にはこれに引っかかるのです。相続ではなくて、贈与。

○議長（遠藤則政君） ほかにございませんか。これに関して、事務局案に対しての、たたき台できましたが、これに対して皆さんからこうだとかああだとか。

林君。

○9番（林 秀樹君） 町で実施している太陽光発電事業について、事業用地を町の事業に協力した訳だから、下限面積の要件によって贈与ができないという場合に、簡単に駄目ですというふうに言えるのでしょうか。

○議長（遠藤則政君） 今回の震災以降の例として出てくる問題だな、これ。

今の案件、林君の意見。このような場合にはどうでしょうかということになるよね。

畠山君。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） 太陽光3地区、合計120ヘクタールについて、町のほうが復興特区制度を活用したというところがありますけれども、その基本にあるのは地権者の総意、地域の総意があったものと認識しております。そんな中で、その太陽光の120町歩に限ると、町のほうでは特区制度を使ってみなし的に農振除外あるいは農地転用しておりますけれども、将来的には農地として戻ってくるという考えでおりますし、それを踏まえて町としての農振の総合見直し、営農再開の方針を決めています。ですので、そこに限って言わせていただくと、将来は農地だよという考え方もできるのかなという考えでおります。そのほか、太陽光ではないところはどうなのだという意見はあるでしょうけれども、そのことについては農地として取り扱っていけないのではないかなというふう

考えております。

以上です。

○議長（遠藤則政君） 林君、了解ですか。農地として戻す。

○9番（林 秀樹君） 将来はね。

○議長（遠藤則政君） 将来。20年だ。最低でも20年後。

○9番（林 秀樹君） では、今はどうなのだという話になりますよね。

○議長（遠藤則政君） 今はこのままで、事務局では待つしかないということだ。

○8番（渡辺康男君） 私も太陽光の部分は特例措置で農地として見るというあれがやっぱり妥当ではないですか。それは、農地調整委員会で議論していただいて、来月の総会で決めるようにしたいのではないですか。

○議長（遠藤則政君） 3番、原田君。

○3番（原田八十治君） 太陽光は農業委員会で案件としてかけた案件ではないから、これ。特例案件で認めたわけだから、あまりにもそれでは緩過ぎるでしょうというのが、見方として。厳格にやっぱりやるべきだと思うのだ。

○8番（渡辺康男君） ただ、私が言っているのは、20年後に農地にまた戻るという前提になるわけだから、そういう意味では特例として認めないと、30アール未満の人は生前贈与できなくなるということもしょうがないから、その辺は特例的に。

○議長（遠藤則政君） 今渡辺さんの言う意見、20年間過ぎれば太陽光のほうで戻ってくるのしょうけれども、畠山次長の見解は。その間に救ってやる場合ということでしょう、これ。だから、その間、特例的に何とかならないのかという意見だけれども、その辺の取扱い。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） 特区制度を使って転用されたことに、みなし的に転用されたことによって、登記上、農地から変更している人もいます。ただ、一方で、先ほど申し上げたとおり、将来的には農地として返ってくるというところで、ここは農地なのだよというふうにみなした上で、取得面積の3反の中に入れるという考え方もできようかと思えます。先ほどあったとおり、来月の農地調整委員会のほうでよく協議をさせていただいて、前段としては事務局としてよく整理をしますけれども、それで農地調整委員会で議論をした上で総会に上げたいというふうに思っていますので、よろしく願います。

○7番（渡邊伸君） この案というのは日本全国なのか富岡町だけなの。

○議長（遠藤則政君） 畠山君。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） これは、各市町村の農業委員会で別段に決めることができるようになっていきますので、これは、富岡町での農地取得ということになります。

○議長（遠藤則政君） それでは、今のたたき案について、3番の事務局案について、貴重な意見出ましたので、質疑はこの辺にしたいと思えます。

それでは、終わりにしたいと思います。

○議長（遠藤則政君） ほかになければ。
〔「なし」と言う人あり〕

○閉会の宣告

○議長（遠藤則政君） これをもちまして令和2年第6回定例総会を閉会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。